中間財務諸表等 (民間会計基準準拠)

国際金融等勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

前中間会計期間(自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日)は改正前の中間 財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に 基づき作成しております。

なお、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法(平成 11 年法律第 35 号)第 41 条に定める国際金融 等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、第5期中間会計期間(平成15年4月1日か6平成15年9月30日まで)及び第6期中間会計期間(平成16年4月1日か6平成16年9月30日まで)の国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月24日

国際協力銀行 総裁 篠沢 恭助 殿



代表社員 公認会計士 紅田 野 東 多山野湖南 美務執行社員 公認会計士 紅田 野 東 多山野湖南

t 表 社 員 公認会計士 **膝 井 泰 搏**

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等(民間会計基準準拠)」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に 中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の 表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必 要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する 意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

中間財務諸表等

(1)中間財務諸表

国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部) (金額単位:百万円)

(2 71-	EVIDIO										/ 312 HX T	
						期別	第5期中間会	計期間末	第6期中間会	計期間末	第5期	末
				_			貸借対	照表	貸借対!	照表	要約貸借	対照表
						_	(平成15年9	月30日)	(平成16年9	月30日)	(平成16年3	月31日)
科	斗 目						金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現	金	Ŧ	Į	け	金		570,285	5.39	419,061	4.05	182,404	1.80
貸		뷥	4		金	1,2,3,4,5,6,8	8,962,398	84.66	8,750,452	84.58	8,727,720	86.02
そ	စ	ft	ķ	資	産	12	477,037	4.51	457,647	4.42	622,481	6.13
動	産	7	7	動	産	10	20,256	0.19	19,497	0.19	19,880	0.20
債	券	繰	延	資	産		2,273	0.02	3,896	0.04	2,694	0.03
支	払	承	諾	見	返		680,401	6.43	845,107	8.17	724,924	7.14
貸	倒	3	1	当	金		126,648	1.20	150,044	1.45	133,868	1.32
資	産	の	部	合	計		10,586,003	100.00	10,345,618	100.00	10,146,237	100.00

(負債及び資本の部) (金額単位:百万円)

(SCISCOSCI I SCIII)						(—	二 · 二 ////
	期別	第5期中間会	計期間末	第6期中間会	計期間末	第5期	末
		貸借対照	照表	貸借対照	烈表	要約貸借	対照表
	_	(平成15年9	月30日)	(平成16年9	月30日)	(平成16年3	月31日)
科目		金額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券		1,630,889	15.41	1,870,891	18.08	1,536,373	15.14
借 用 金		6,384,788	60.31	5,761,271	55.69	6,027,018	59.40
その他負債	9	273,186	2.58	252,006	2.44	225,843	2.23
黄与引当金		584	0.00	605	0.01	569	0.01
退職給付引当金		11,199	0.11	10,709	0.10	10,806	0.11
支 払 承 諾		680,401	6.43	845,107	8.17	724,924	7.14
負債の部合計		8,981,049	84.84	8,740,590	84.49	8,525,535	84.03
資 本 金		985,500	9.31	985,500	9.52	985,500	9.71
国際金融等勘定資本金		985,500		985,500		985,500	
利益剰余金	11	619,454	5.85	619,527	5.99	635,202	6.26
国際金融等勘定準備金		638,582		676,258		638,582	
中間(当期)未処理損失		19,128		56,730		3,380	
資本の部合計		1,604,954	15.16	1,605,027	15.51	1,620,702	15.97
負債及び資本の部合計		10,586,003	100.00	10,345,618	100.00	10,146,237	100.00

国際金融等勘定中間損益計算書

							(本領牛	位:白万円)
	期	別	第5期中間会	計期間	第6期中間会	計期間	第5期	1
			損益計算	書	損益計算	書	要約損益記	†算書
	_		(自 平成15年	■4月1日	(自 平成16年	4月 1日	(自 平成15年	■4月 1日
		_	至 平成15年	三9月30日)	至 平成16年	三9月30日)	至 平成16年	三3月31日)
科目			金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収	益		141,038	100.00	134,110	100.00	271,282	100.00
資 金 運 用 し	以 益		137,783		128,653		264,451	
(うち貸出金利	利息)		(113,564)		(109,056)		(214,915)	
	収 益		2,901		2,951		6,116	
	収 益		-		2,433		309	
	収益		352		72		404	
経常費	用		110,834	78.59	112,137	83.61	225,271	83.04
	費用		96,270		86,437		183,666	
役 務 取 引 等	費用		683		1,010		3,574	
その他業務	費用		5,641		593		4,924	
営 業 経	費	1	8,116		7,223		15,279	
その他経常	費用	2	122		16,873		17,826	
経常利	益		30,203	21.41	21,973	16.39	46,010	16.96
特別利	益		506	0.36	29	0.02	453	0.16
特別損	失		4	0.00	2	0.00	10	0.00
中間(当期)純	利益		30,705	21.77	22,001	16.41	46,453	17.12
前期繰越り	失		49,834		78,731		49,834	
中間(当期)未処理	損失		19,128		56,730		3,380	

			(金額甲位:白万円)
期別	第5期中間会計期間	第6期中間会計期間	第5期
科目	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間(当期)純利益	30,705	22,001	46,453
減価償却費	503	467	1,025
貸倒引当金の増減()額	503	16,175	6,717
賞与引当金の増減()額	116	36	101
退職給付引当金の増減()額	16	96	409
資金運用収益	137,783	128,653	264,451
資金調達費用	96,270	86,437	183,666
為替差損益()	117,551	181,047	299,531
動産不動産処分損益()	0	1	410
貸出金の純増()減	438,899	203,477	469,897
債券の純増減()	120,000	287,255	54,212
借用金の純増減()	222,176	265,747	579,946
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	321,105	245,498	87,947
資金運用による収入	176,810	128,478	314,047
資金調達による支出	94,997	79,002	199,334
その他	145,743	168,503	320,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,532	12,786	98,986
. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	-	18	-
動産不動産の取得による支出	339	18	522
動産不動産の売却による収入	8	8	525
投資活動によるキャッシュ・フロー	330	27	2
. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付の支払額	26,008	23,748	38,459
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,008	23,748	38,459
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	32,193	10,990	60,529
現金及び現金同等物の期首残高	58,796	119,325	58,796
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	90,989	108,335	119,325

	第5期中間会計期間	第6期中間会計期間	第5期
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
1.勘定の区	当行の勘定は、国際協力銀行法	同 左	同 左
分及び会	(平成 11 年法律第 35 号)第 41		
計処理の	条により、国際金融等業務と海外		
方法	経済協力業務のそれぞれの業務		
	ごとに経理を区分し、それぞれ勘		
	定を設けて整理することとされ		
	ており、国際金融等勘定と海外経		
	済協力勘定の2つに区分経理して		
	おります。区分経理においては、		
	それぞれの業務に直結する取引		
	についてはそれぞれの勘定に、共		
	通経費等については一定の配分		
	率にてそれぞれの勘定に按分し、		
	計上しております。		
2.有価証券	有価証券のうち保有している	同 左	同 左
の評価基	ものは、すべて時価のない「その		
準及び評	他有価証券」に分類され、移動平		
価方法	均法による原価法により行って		
	おります。		
3.デリバテ	デリバティブ取引の評価は、時	同 左	同 左
ィブ取引	価法により行っております。		
の評価基			
準及び評			
価方法			
4.固定資産	(1)動産不動産	(1)動産不動産	(1)動産不動産
の減価償	動産不動産は、定率法(ただし、	同 左	動産不動産は、定率法(ただし、
却の方法	平成10年4月1日以後に取得し		平成10年4月1日以後に取得し
	た建物(建物附属設備を除く。)		た建物(建物附属設備を除く。)
	については定額法)を採用し、年		については定額法)を採用してお
	間減価償却費見積額を期間によ		ります。
	り按分し計上しております。		なお、主な耐用年数は次のと
	なお、主な耐用年数は次のと		おりであります。
	おりであります。		建物:38年~50年
	建物:38年~50年		動産:2年~20年
	動産:2年~20年		
	(2)ソフトウェア	(2)ソフトウェア	(2)ソフトウェア
	自社利用のソフトウェアにつ	同 左	同 左
	いては、行内における利用可能		
	期間(5 年)に基づく定額法によ		
	り償却しております。		
5.引当金の	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
計上基準	当行は次のような方法で貸倒	当行は次のような方法で貸倒	当行は次のような方法で貸倒
	引当金を計上しております。	引当金を計上しております。	引当金を計上しております。
	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営
	破綻の事実が発生している債務	破綻の事実が発生している債務	破綻の事実が発生している債務
	者(以下「破綻先」という。)に	者(以下「破綻先」という。)に	者(以下「破綻先」という。)に

第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)

係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という。) に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債 権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上して おります。なお、特定海外債権 については、対象国の政治経済 情勢等に起因して生ずる損失見 込額を特定海外債権引当勘定と して計上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,363百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

賞与引当金には、役員に係る 引当金が含まれております。 第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という。) に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債 権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,661百万円であります。

(2) 賞与引当金

同 左

第5期

(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)

係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という。) に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債 権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,092百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

賞与引当金には、役員に係る 引当金が含まれております。

1			-
	第5期中間会計期間	第6期中間会計期間	第5期
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成 15 年 9 月 30 日) (3) 退職給付引当金	至 平成 16 年 9 月 30 日) (3) 退職給付引当金	至 平成 16 年 3 月 31 日) (3) 退職給付引当金
	(3) 返職編刊51日並 退職給付引当金は、従業員の	,	(3) 返職結刊引ヨ並 退職給付引当金は、従業員の
	退職給付に備えるため、当事業	III	退職給付に備えるため、当事業
	年度末における退職給付債務及		年度末における退職給付債務及
	・ では では では では では では では では できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる		・ で年金資産の見込額に基づき、
	当中間会計期間末において発生		必要額を計上しております。ま
	日本間云前期間本にのいて先生 していると認められる額を計上		た、数理計算上の差異の費用処
	しております。また、数理計算		理方法は以下のとおりでありま
	上の差異の費用処理方法は以下		す。
	のとおりであります。		ッ。 数理計算上の差異:その発生
	数理計算上の差異:その発生		年度に一括して費用処理し
	年度に一括して費用処理し		ております。
	ております。		また、退職給付引当金には、
	また、退職給付引当金には、		役員に係る引当金が含まれてお
	役員に係る引当金が含まれてお		ります。
	ります。		
6.外貨建て	7 5 7 7		外貨建資産・負債は、決算日の
資産及び	THE SERVICE SE	THE SERVICE SERVICE STREET	為替相場による円換算額を付し
負債の本		換算額を付しております。	ております。
	(会計方針の変更)		(会計方針の変更)
の換算基	外貨建取引等の会計処理につ		外貨建取引等の会計処理につ
準	きましては、前事業年度は「銀行		きましては、前事業年度は「銀行
·	業における外貨建取引等の会計		業における外貨建取引等の会計
	処理に関する会計上及び監査上		処理に関する会計上及び監査上
	の取扱い」(日本公認会計士協会業		の取扱い」(日本公認会計士協会
	種別監査委員会報告第 25 号。以		業種別監査委員会報告第25号。
	下「業種別監査委員会報告第 25		以下「業種別監査委員会報告第 25
	号」という。)による経過措置を適		号」という。) による経過措置を
	用しておりましたが、当中間会計		適用しておりましたが、当事業年
	期間からは、同報告の本則規定に		度からは、同報告の本則規定に基
	基づき資金調達通貨(邦貨)を資金		づき資金調達通貨(邦貨)を資金
	運用通貨(外貨)に変換する等の目		運用通貨(外貨)に変換する等の
	的で行う通貨スワップ取引及び		目的で行う通貨スワップ取引及
	為替スワップ取引等については、		び為替スワップ取引等について
	ヘッジ会計を適用しております。		は、ヘッジ会計を適用しておりま
	なお、当該ヘッジ会計の概要につ		す。なお、当該ヘッジ会計の概要
	きましては、「8 . ヘッジ会計の方		につきましては、「8.ヘッジ会計
	法」に記載しております。		の方法」に記載しております。
	この結果、従来、期間損益計算		この結果、従来、期間損益計算
	していた当該通貨スワップ取引		していた当該通貨スワップ取引
	及び為替スワップ取引等を時価		及び為替スワップ取引等を時価
	評価し、正味の債権及び債務を中		評価し、正味の債権及び債務を貸
	間貸借対照表に計上したため、従		借対照表に計上したため、従来の
	来の方法によった場合と比較し		方法によった場合と比較して、
	て、「その他資産」は 167,255 百		「未収収益」は 11,310 百万円減
	万円増加、「その他負債」は		少、「その他の資産」は 307,674
	167,255 百万円増加しておりま		百万円減少し、その他資産中の
	す。なお、この変更に伴う損益へ		「金融派生商品」は 459,846 百万
	の影響はありません。		円増加、その他負債中の「金融派
			生商品」は20,531百万円減少、「繰

(自 平成15年4月1日 至 平成16年9月30日) (日 平成16年4月1日 至 平成16年9月31日) ター 東京16年9月31日) 2 平成16年9月31日) 2 下の19年31日) 2 下の19年31日			T	
		第5期中間会計期間	第6期中間会計期間	第5期
2. ハッジ用失りである。			I	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
フ・リース取		主 平成15年9月30日)	主 平成16年9月30日)	
1				
7 . リース取				
フ・リース取				
7 . リース取 引の処理 方法				
### 8				
8 ・ ハッジ会 (イ) 金利リスク・ヘッジ				同 左
8 . ヘッジ会 (イ) 金利リスク・ヘッジ た会計処理によっております。 (イ) 金利リスク・ヘッジ				
8 ・ ヘッジ会 (イ) 金利リスク・ヘッジ (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左 (イ) 金利リスク・ヘッジ 所 (イ) 金利リスク・ヘッジ 対象・一般 (本) 対象を開催して あります。 (イ) 金利リスクをヘッジするため、対象信権・債務の範囲内で ヘッジを行っております。 (ロ) 為替変動リスタに対するヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を高能として判断して おります。 (ロ) 為替変動リスクに対するヘッジ 会計の方法は、接近へツジによっております。 (ロ) 為替変動リスクに対するヘッジ 会計の方法は、接近へツジに対するヘッジ 会計の方法は、接近へツジに対するヘッジ 会計の方法は、接近へツジに対するの・ジ会計の方法は、接近へツに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけて つ ております。 前事業年度は「業権別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しておりましたが、当中職会計場関からは、同報・方会計上及び監査上の取扱いして (日本公認会計上協会業権別監査委員会報告第 25 号)による経過措置を適用しております。 前事業年度は「業権経近、今後主に対します。 (日本公認会計上協会業権別監查委員会報告第 25 号)には、外質連金銭債権債務等のの方法については、ヘッジの対象性評価の方法については、外質連金銭債権債務等のの計算とびも関切とび為替えのリップ取引を入のジで行う通質スワップ取引を入のジで表別をである外質連及し、ヘッジ対象である外質達 は債権債務等に見合うヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外質達 は債権債務等に見合うへのジでの計算を入のジで表別及び、各替で動リスクを減殺する目的で行う通質スワップ取引を入のジを計を適け、分割を表別をするととを確認することを確認することを確認することで確認することを確認することで確認することを確認することでで表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできましまして表述をできまして表述をできましまして表述をできまして表述をできましまして表述をできましているとのできましていまして表述をできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできましているとのできまりませんとのできましているとのできまりましているとのできましているとのできまりましているとのできまりますとのできまりできまりますとのできまりますとなってもできまりますとのできまりますとなっているとのできまり	方法			
8 ・ ハッジ会計の方法			いては、通常の賃貸借取引に準じ	
一方法			た会計処理によっております。	
#疑 スッジ 処理によっております。 ヘッジ 手段とヘッジ対象 ヘッジ 方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジ 内間 地野 の	8.ヘッジ会	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ
ります。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・金利スワップ ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするた め、対象債権・債務の範囲内で ヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間において、ヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュ フロー変動の累計きを比較し、両部の変計等を比較し、両部の変計等を基礎として判断した おります。 (口) 為替変動リスクに対するヘッジ 外質建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業権別監査委員会報告第26時による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、に銀行機におけてよる経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調用通資(邦島)を資金運用通資(邦島)を資金運用通道(外貨)に変換する等の目的で行う通質スワップ取引を資金運用通資(外質)に変換する等の目的で行う通道スワップ取引等で入ッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通道スワップ取引等をヘッジ会計を適別なび為計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通道スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジョン相当額が存金がで行う通道スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジョン相当額が存金がで行う通道スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通道スフップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目ので行う通道スフップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権後等のの音が対象である外貨建分の方式が表することとによりないが対象である外貨建分を対象である外貨建分は、イッジが対象である外貨建からでも対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象が表することとにより表することを確認することとによりないが対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨建から対象が対象である外貨建から対象である外貨建から対象である外貨を対象が対象である外貨を対象が対象である外貨を対象が対象である外貨を対象が対象が対象である外貨を対象が対象である外貨を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	計の方法	ヘッジ会計の方法	同 左	同 左
ヘッジ手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		繰延ヘッジ処理によってお		
ペッジが繋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ります。		
ペッジ対象・一貸出金、債券 ペッジ方針 金利リスクをペッジするため、対象債権・債務の範囲内でペッジを行うております。ペッジの有効性評価の方法ペッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動領等を基礎として判断しております。(ロ)為醋変動リスク・ペッジ 外資建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するペッジ会計の方法は、緩延へッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、おり当にの本別規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を資金を設定していては、外資建金銭債権債務等のカ替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び入り、対象である外貨建の方法は、外資建金銭債権債務等の内が関係を対しては、ペッジ会計を適用しております。これは、外資建金銭債権債務等に見合うヘッジを計を適用しております。これは、外資建金銭債権債務等の内が関係を必ずを対しては、ペッジ対象である外貨建の方法は、外貨建金銭債権債務等の方法は、外貨建金銭債権債務等の方法は、が関係を対しては、ペッジが開発を入りませている。とは、外資は金銭債権債務等の方法は、外貨速金銭債権債務等の方法については、ペッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段とし、ペッジ対象である外貨建の方針で行う通貨スワップ取引及び、対しているが表するとでは、外貨を強力を減減する目がで行う通貨スワップ取引及び、対しているが表すといるが表するとが表するとが表するとで表することを確認することによりないるが表するとで表することを確認することによりないるが表するとを確認することによりないるが表するとで表することを確認することによりないるが表するとで表することを確認することによりないるが表するとで表するとを確認することによりないるが表するとを確認することによりないるが表するとを確認することでは、カース・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン		ヘッジ手段とヘッジ対象		
ペッジ方針 金利リスクをペッジするため、対象債権・債務の範囲内でペッジを行っております。ペッジの有効性評価の方法ペッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ペッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計をと戦し、両者の変動譲等を基礎として判断しております。(ロ) 為替変動リスク・ペッジ外質建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するペッジ会計の方法は、繰延ペッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達の本別規定に基づき資金調達の実力を消費によっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達の大学によっております。同報告の本則規定に基づき資金調達の大学によっております。同報告の本則規定に基づき資金調達の大学によっております。同報告の本別規定に基づき資金調度(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目のカプ取引及び為計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び為計を適用しております。ペッジ可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以		ヘッジ手段金利スワップ		
金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ外質建金融資産・負債から生じる為替変動リスク・ヘッジ外質建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調をしたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金議経・25号)に規定を適度(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をである外貨建金額に表している場でで行う通貨スワップ取引をである外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をである外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必ずます。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必ずます。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必ずます。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必ずます。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建り、ヘッジ対象である外貨建りとい、ヘッジ対象である外貨建		ヘッジ対象貸出金、債券		
め、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間において、ヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュ フロー変動の累計等を比較し、両者の 変動館等を基礎として判断して おります。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業 種別監査委員会報告第 25 号」に よる経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外資)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減数する目的で行う通貨スワップ取引及び 計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減数する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をである外貨建金 競債権債務等に見合うヘッジ手段 とし、ヘッジ対象である外貨建 後債権債務等の為替変動リスクを減数する目的で行う通貨スワップ取引及び為替えののの名替変動リスクを減数する目的で行う通貨スワップ取引及び 入りで行う通貨スワップ取引及び 入りで行う通貨スワップ取引及び 入りで行う通貨スワップ取引及び 入りででする外貨建		ヘッジ方針		
ヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を入りが当時を比較し、両者の変動領等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達の分類に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替えてリップ取引等の大力に対するの、対会計の方法は、線延ヘッジによっております。 高護通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を適強に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を適遇に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を修作しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スフップ取引を多く数は権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段の外貨がジション相当額が存為である外貨建金銭債権債務等に見合うへップ取引を多く数は機能債務等をの、会替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨がジション相当額が存為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨がジション相当額が存為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨がジョン相当額が存為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨がジョン相当額が存為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨が対象である外貨建		金利リスクをヘッジするた		
ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間において、ヘッジ 対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の 変動額等を基礎として判断して おります。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業 種別監査委員会報告第25号」に よる経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引をである外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引をであるが負達と の、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、 替表スワップ取引をび、今後建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、 を選出可能を対しては、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び、 を選出可能を対しては、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スフップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建力を減殺する目ので行う通貨スフップ取引をび、入り登達金銭債権債務等的の、入り登達金銭債権債務等的の、入り登達金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び、入り登達金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スフップ取引及び、入り登達金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スフップ取引及び、入り登達金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スフップ取引及び、入り登達金銭債権債務等の の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スフップ取引及び、入り登達金銭債権債務等の の、対しているのよりに対しているのは対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのは、なりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのよりに対しているのはではなりに対しているのは、なりに対しないるのは、なりに対しているのは、なりに対しないるのは、なりに対しないるのは、なりに対しないるのは、なりに対しないるのは、なりに対しないるのは、なりに対しないるのはなりに対しないるのは、なりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのはなりに対しないるのは		め、対象債権・債務の範囲内で		
ペッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ペッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動領等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ペッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスク・ペッジ 会計の方法は、繰延ペッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引をで行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ会計を通用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存むで行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりの会替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりの会替スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が有数に対しております。		ヘッジを行っております。		
時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動領等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、額を適別しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建 もので行う通貨スワップ取引及び、高替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建会が表替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を必要が表替表別を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		ヘッジの有効性評価の方法		
対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動領等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スフップ取引及び為替スワップ取引を適能しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を適能を適能しております。これは、外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建切へ外貨ボジション相当額が存益が方法で、人場替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を適能しております。これは、外貨建金銭債権債務等に見合うへ少ジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建切へ外貨がション相当額が存益が方法である場質を表して、人場を表して、人場では、外貨を表して、人場は、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で		ヘッジ開始時から有効性判定		
フロー変動の累計をヘッジ手段 の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の 変動額等を基礎として判断して おります。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う過貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減過者を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減過者を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減過者を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減過者を表現しております。 とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ対象である外貨建		時点までの期間において、ヘッジ		
の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う協質スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計の方法に、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計で通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をであります。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減失を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減失を減損権債務等に見合うヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		対象の相場変動又はキャッシュ		
一変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減免する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をで行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をで行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をで行う通貨スワップ取引をでからは、向連を動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をでからは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をでから対象である外貨建金銭債権債務等に見合うへッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりの大きでは、対象である外貨建金銭債権債務等に見合うへのジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建りた。スップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建りた。スップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		フロー変動の累計とヘッジ手段		
変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をで入ります。計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をで入ります。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することにより入いず取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		の相場変動又はキャッシュフロ		
おります。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表別の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表別の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表別の教育変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表別の教育変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建会は債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ対象である外貨建		ー変動の累計等を比較し、両者の		
(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じ る為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ等的方法は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、対しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表ワップ取引等をヘッジ等的で行う通貨スワップ取引及び為替表ワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、為替表リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び、対しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必要が表した。 「以の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ対象である外貨建である外貨建である外貨建である外貨建である外貨建であるの場達である外貨建であるの場達である外貨建であるの場とであるの場を対している。 「以の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ対象である外貨建である外貨建であるの場達であるの場達である外貨建であるの場である外貨建であるの場である外貨建であるの場である外貨建であるの場である外貨建であるの場であるの場であるの場であるの場であるの場であるの場であるの場であるの場		変動額等を基礎として判断して		
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建 の人類を変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引を減減する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存在することを確認することによりの外貨ボジション相当額が存存者である外貨建なが表替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存存者である外貨建なが表替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存者である外貨建なが表替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ボジション相当額が存者である外貨建を対域である外貨建		おります。		
る為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(外貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を必必要は、人の必必対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の為替表フリップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の表替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ	(口) 為替変動リスク・ヘッジ	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
ジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表の方法に、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表ワップ取引を心、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表の外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を心、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表ワップ取引及び為替表フップ取引及び為替表フップ取引をが、過期しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替表フップ取引をが、過期しております。		外貨建金融資産・負債から生じ	外貨建金融資産・負債から生じ	外貨建金融資産・負債から生じ
っております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引とび為替スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引とび為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによる替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		る為替変動リスクに対するヘッ	る為替変動リスクに対するヘッ	る為替変動リスクに対するヘッ
っております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を減入する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引とび為替スワップ取引を支援債権債務等の為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引とび為替スワップ取引等をヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによる替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		ジ会計の方法は、繰延ヘッジによ	ジ会計の方法は、「銀行業におけ	ジ会計の方法は、繰延ヘッジによ
種別監査委員会報告第 25 号」に よる経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、 同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引を減過する目的で行う通貨スワップ取引をが表替表別の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりの外貨ポジション相当額が存存。		っております。前事業年度は「業		っております。前事業年度は「業
したが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会 計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 為替の動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 大きを 動きを から は、 へッジ対象である外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 大きを し、 ヘッジ対象である外貨建金 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 大きな の かりで行う通貨スワップ取引及び 大きな 大りでできることを確認することによ り かっジの有効性を評価してお とし、 ヘッジ対象である外貨建			する会計上及び監査上の取扱い」	
同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をでうう通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び、会替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		よる経過措置を適用しておりま	(日本公認会計士協会業種別監	よる経過措置を適用しておりま
同報告の本則規定に基づき資金 調達通貨(邦貨)を資金運用通貨 (外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をでうう通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引を減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び為替変動リスクを減殺する目ので行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引及び、会替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建		したが、当中間会計期間からは、	査委員会報告第 25 号)に規定す	したが、当事業年度からは、同報
(外貨)に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替スワ ップ取引等については、ヘッジ会 計を適用しております。		同報告の本則規定に基づき資金		告の本則規定に基づき資金調達
通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 古れは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び 為替スワップ取引及び 為替スワップ取引及び 為替スワップ取引及び 為替スワップ取引及び 為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨建 りヘッジの有効性を評価してお 段とし、ヘッジ対象である外貨建		調達通貨(邦貨)を資金運用通貨	ヘッジ有効性評価の方法につ	通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)
ップ取引等については、ヘッジ会計を 計を適用しております。		(外貨)に変換する等の目的で行う	いては、外貨建金銭債権債務等の	に変換する等の目的で行う通貨
計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び		通貨スワップ取引及び為替スワ	為替変動リスクを減殺する目的	スワップ取引及び為替スワップ
これは、外貨建金銭債権債務等 とし、ヘッジ対象である外貨建金 これは、外貨建金銭債権債務等 の為替変動リスクを減殺する目		ップ取引等については、ヘッジ会	で行う通貨スワップ取引及び為	取引等については、ヘッジ会計を
の為替変動リスクを減殺する目 的で行う通貨スワップ取引及び 為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨建 リヘッジの有効性を評価してお 段とし、ヘッジ対象である外貨建		計を適用しております。	替スワップ取引等をヘッジ手段	適用しております。
的で行う通貨スワップ取引及び 為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨建 リヘッジの有効性を評価してお 段とし、ヘッジ対象である外貨建		これは、外貨建金銭債権債務等	とし、ヘッジ対象である外貨建金	これは、外貨建金銭債権債務等
為替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外貨建 リヘッジの有効性を評価してお 段とし、ヘッジ対象である外貨建		の為替変動リスクを減殺する目	銭債権債務等に見合うヘッジ手	の為替変動リスクを減殺する目
段とし、ヘッジ対象である外貨建 リヘッジの有効性を評価してお 段とし、ヘッジ対象である外貨建		的で行う通貨スワップ取引及び	段の外貨ポジション相当額が存	的で行う通貨スワップ取引及び
		為替スワップ取引等をヘッジ手	在することを確認することによ	為替スワップ取引等をヘッジ手
全銭債権債務等に見合うへッジ います 全銭債権債務等に見合うへッジ		段とし、ヘッジ対象である外貨建	リヘッジの有効性を評価してお	段とし、ヘッジ対象である外貨建
並以民任民が守に元日 ノ・ノノ ソの フ 0 一 立以民任民勿守に元日 ノ・ノノ		金銭債権債務等に見合うヘッジ	ります。	金銭債権債務等に見合うヘッジ

	第 5 期中間会計期間	第 6 期中間会計期間	第5期
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
	手段の外貨ポジション相当額が		手段の外貨ポジション相当額が
	存在することを確認することに		存在することを確認することに
	よりヘッジの有効性を評価する		よりヘッジの有効性を評価する
	ものであります。		ものであります。
9.消費税等	消費税及び地方消費税の会計	消費税及び地方消費税(以下、	消費税及び地方消費税(以下、
の会計処	処理は、税抜方式によっておりま	消費税等という。) の会計処理は、	消費税等という。) の会計処理は、
理	す。	税抜方式によっております。ただ	税抜方式によっております。ただ
	!	し動産不動産に係る控除対象外	し動産不動産に係る控除対象外
		消費税等は当中間会計期間の費	消費税等は当事業年度の費用に
		用に計上しております。	計上しております。
10.(中間)	中間キャッシュ・フロー計算書	同 左	キャッシュ・フロー計算書にお
キャッシ	における資金の範囲は、中間貸借		ける資金の範囲は、貸借対照表上
ュ・フロー	対照表上の「現金預け金」のうち		の「現金預け金」のうち現金及び
計算書に	現金及び日本銀行への預け金で		日本銀行への預け金であります。
おける資	あります。		
金の範囲			

(中間貸借対照表関係)

第5期中間会計期間末(平成15年9月30日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は 130百万円であります。

なお、破綻先債権とは、未収利息 を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貨出金」という。)のうち、会社 更生法又は金融機関等の更生手続関する法律の規定に関する法律の規定による要生手続開始、民事再生法の規定による破産、商法の規定による破産、商法の規定によるであり、資産自己を受けた債務者、又は手形を負出金であり、資産自己を設定を受けた債務者区分における貸出金であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は 240,189百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、 資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は10,463百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 資産自己査定に基づく債務者区分 における要注意先に対する債権の うち、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日を起算日として3月 以上延滞している貸出金で、破綻先 債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は 418,988 百万円であります。 (下記 6.参照)

なお、貸出条件緩和債権とは、資 産自己査定に基づく債務者区分に おける要注意先に対する債権のう ち、債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で、破綻先債権、延滞債権 及び3ヵ月以上延滞債権に該当し ないものであります。 第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は 504 百万円であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は 267,084百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、 資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は6,340百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 資産自己査定に基づく債務者区分 における要注意先に対する債権の うち、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日を起算日として3月 以上延滞している貸出金で、破綻先 債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は355,316百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、資 産自己査定に基づく債務者区分に おける要注意先に対する債権のう ち、債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で、破綻先債権、延滞債権 及び3ヵ月以上延滞債権に該当し ないものであります。 第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)

1.貸出金のうち、破綻先債権額は83百万円であります。

2.貸出金のうち、延滞債権額は 216,429百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、 資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。

3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は16,032百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 資産自己査定に基づく債務者区分 における要注意先に対する債権の うち、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日を起算日として3月 以上延滞している貸出金で、破綻先 債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は385,225百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、資 産自己査定に基づく債務者区分に おける要注意先に対する債権のう ち、債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で、破綻先債権、延滞債権 及び3ヵ月以上延滞債権に該当し ないものであります。 第5期中間会計期間末(平成15年9月30日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は 669,771 百万 円であります。

なお、上記1.から5.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公 的対外債務(債権者が国、貿易保険、 輸出信用機関等の公的機関である 債務)の返済が一時的に困難となっ た債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ)の場において債務繰 延べ(リスケジュール)が国際的に 合意され、債務国政府に対する一時 的な流動性支援(国際協調の枠組み の下での国際収支支援)が実施され ます。この一時的な流動性支援の中 で、債務国は、IMF(国際通貨基 金)との間で合意された経済改革プ ログラムを実施し、債務返済が継続 されていくこととなります。当行の 外国政府等に対する債権のうち、平 成 15 年 9 月末時点で、パリクラブ において債務繰延べ合意がなされ ている債権の繰延べ対象元本残高 は、466,232 百万円となっています。

従来、かかる債権については、貸 出条件緩和債権には含めておりま せんでした。この取扱いは本行の公 的債権者としての特性を反映させ るために採用していたものですが、 民間金融機関との比較を容易にす る観点から、当中間会計期間より、 債務者区分が要注意先となってい る債務国向け債権のうち、債務繰延 べ合意がなされている債権につい ては、3ヵ月以上延滞債権に該当す るものを除き、原則として貸出条件 緩和債権として分類しております。 上記4.に掲げた貸出条件緩和債権 額のうち、かかる債権額は、118,206 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 75,874 百万円)となっています。

- 7 .担保に供している資産はありませ ん。
- 8.当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に 定める資金使途に該当する融資実 行の申し出を受けた場合に、貸付契

第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は 629,246 百万 円であります。

なお、上記1.から5.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公 的対外債務(債権者が国、貿易保険、 輸出信用機関等の公的機関である 債務)の返済が一時的に困難となっ た債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ)の場において債務繰 延べ(リスケジュール)が国際的に 合意され、債務国政府に対する一時 的な流動性支援(国際協調の枠組み の下での国際収支支援)が実施され ます。この一時的な流動性支援の中 で、債務国は、IMF(国際通貨基 金)との間で合意された経済改革プ ログラムを実施し、債務返済が継続 されていくこととなります。当行の 外国政府等に対する債権のうち、平 成16年9月末時点で、パリクラブ において債務繰延べ合意がなされ ている債権の繰延べ対象元本残高 は、456,442 百万円となっていま

かかる債権については、本行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権に該当するものを除き、て月以上延制債権に該当するものを除き、で見出条件緩和債権としております。上記4.に掲げたる債権は、92,458 百万円(うち繰延べ対象元本残高は86,695 百万円)となっています。

7. 同左

8.当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に 定める資金使途に該当する融資実 行の申し出を受けた場合に、貸付契 第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は 617,770 百万 円であります。

なお、上記1.から5.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

6.国際収支状況の悪化等により、公 的対外債務(債権者が国、貿易保険、 輸出信用機関等の公的機関である 債務)の返済が一時的に困難となっ た債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ)の場において債務繰 延べ(リスケジュール)が国際的に 合意され、債務国政府に対する一時 的な流動性支援(国際協調の枠組み の下での国際収支支援)が実施され ます。この一時的な流動性支援の中 で、債務国は IMF(国際通貨基金) との間で合意された経済改革プロ グラムを実施し、債務返済が継続さ れていくこととなります。当行の外 国政府等に対する債権のうち、平成 15 年度末時点で、パリクラブにお いて債務繰延べ合意がなされてい る債権の繰延べ対象元本残高は、 463,600 百万円となっています。

従来、かかる債権については、貸 出条件緩和債権には含めておりま せんでした。この取扱いは本行の公 的債権者としての特性を反映させ るために採用していたものですが、 民間金融機関との比較を容易にす る観点から、当事業年度より、債務 者区分が要注意先となっている債 務国向け債権のうち、債務繰延べ合 意がなされている債権については、 3 ヶ月以上延滞債権に該当するも のを除き、原則として貸出条件緩和 債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額の うち、かかる債権額は、115,380百 万円(うち繰延べ対象元本残高は 78,955 百万円)となっています。

7. 同左

8 .当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に 定める資金使途に該当する融資実 行の申し出を受けた場合に、貸付契

第5期中間会計期間末(平成15年9月30日)

約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,482,391百万円であります。

- 9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は160,084百万円、繰延ヘッジ利益の総額は328,710百万円であります。
- 10.動産不動産の減価償却累計額13.130百万円
- 1 1 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条に より、国際金融等勘定については準 備金を積み立てております。
- 12. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として6,734 百万円を計上しております。

第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1.178.838百万円であります。

- 9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は8,516百万円、繰延ヘッジ利益の総額は156,869百万円であります。
- 10.動産不動産の減価償却累計額 13,756百万円
- 11. 同左

12. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として5,257 百万円を資産計上しております。

第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)

約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,445,085百万円であります。

- 9.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,328百万円、繰延ヘッジ利益の総額は169,900百万円であります。
- 10.動産不動産の減価償却累計額 13,412百万円
- 11. 同 左

12. 概算国庫納付について

当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として19,185百万円を資産計上しております。

(中間損益計算書関係)

第 5 期中間会計期間	第 6 期中間会計期間	第 5 期					
(自 平成 15 年 4 月 1 日	(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 15 年 4 月 1 日					
至 平成 15 年 9 月 30 日)	至 平成 16 年 9 月 30 日)	至 平成 16 年 3 月 31 日)					
1 .減価償却実施額は下記のとおりで	1 .減価償却実施額は下記のとおりで	1 .減価償却実施額は下記のとおりで					
あります。	あります。	あります。					
建物・動産 434 百万円	建物・動産 392 百万円	建物・動産 887 百万円					
その他 68 百万円	その他 75 百万円	その他 137 百万円					
2 .	2 .その他経常費用には、貸倒引当金	2.その他経常費用には、貸倒引当金					
	繰入額 16,871 百万円を含んでおり	繰入額 17,704 百万円を含んでおり					
	ます。	ます。					

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 5 期中間会計期間	第 6 期中間会計期間	第 5 期	
(自 平成 15 年 4 月 1 日	(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 15 年 4 月 1 日	
至 平成 15 年 9 月 30 日)	至 平成 16 年 9 月 30 日)	至 平成 16 年 3 月 31 日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係	
平成 15 年 9 月 30 日現在	平成 16 年 9 月 30 日現在	平成 16 年 3 月 31 日現在	
現金預け金勘定 570,285 百万円	現金預け金勘定 419,061 百万円	現金預け金勘定 182,404 百万円	
当座預け金	当座預け金	当座預け金	
(日銀を除く)・	(日銀を除く)・	(日銀を除く)・	
普通預け金・	普通預け金・	普通預け金・	
定期性預け金 479,296 百万円	定期性預け金 310,725 百万円	定期性預け金 63,078 百万円	
現金及び現金同等物 <u>90,989 百万円</u>	現金及び現金同等物 108,335 百万円	現金及び現金同等物 119,325 百万円	

(リース取引関係)

第 5 期中間会計期間	第6期中間会	計期間	第5期	
(自 平成 15 年 4 月 1 日	(自 平成 16 年	4月1日	(自 平成 15 年	
至 平成 15 年 9 月 30 日)	至 平成 16 年	9月30日)	至 平成 16 年	3月31日)
┃ 1.リース物件の所有権が借主に移転	│1.リース物件の所有		│1.リース物件の所有	
すると認められるもの以外のファ	すると認められる	もの以外のファ	すると認められる	もの以外のファ
イナンス・リース取引	イナンス・リース	取引	イナンス・リース	取引
該当ありません。	・リース物件の耳	又得価額相当額、	・リース物件の耶	
	減価償却累計額	類相当額及び中間		類相当額及び期末
	会計期間末残高	高相当額	残高相当額	
	取得価額相当	額	取得価額相当額	額
	動産	196 百万円	動産	199 百万円
	<u>その他</u>	313 百万円	<u>その他</u>	313 百万円
	合計	510 百万円	合計	513 百万円
	減価償却累訂	十額相当額	減価償却累計	·額相当額
	動産	41 百万円	動産	24 百万円
	<u>その他</u>	62 百万円	<u>その他</u>	31 百万円
	合計	104 百万円	合計	55 百万円
	中間会計期間	引末残高相当額	期末残高相当	죔
	動産	154 百万円	動産	175 百万円
	<u>その他</u>	251 百万円	<u>その他</u>	282 百万円
	合計	406 百万円	合計	458 百万円
	・未経過リース料	中間会計期間末	・未経過リース料	l期末残高相当額
	残高相当額		1 年内	100 百万円
	1 年内	101 百万円	1 年超	359 百万円
	1年超	308 百万円	合計	460 百万円
	合計	410 百万円	・当期の支払リー	・ス料、減価償却
	・当中間会計期間	の支払リース料、	費相当額及び支	払利息相当額
	減価償却費相当	省額及び支払利息	支払リース料	59 百万円
	相当額			当額 56 百万円
	支払リース料	54 百万円	支払利息相当額	額 4百万円
	減価償却費相	当額 52 百万円	・減価償却費相当	額の算定方法
	支払利息相当	額 4百万円	リース期間を	耐用年数とし、
	・減価償却費相当	á額の算定方法	残存期間を零と	する定額法によ
	リース期間を	を耐用年数とし、	っております。	
	残存期間を零る	こする定額法によ	・利息相当額の算	[定方法
	っております。		リース料総額	とリース物件の
	・利息相当額の算	定方法	取得価額相当額	巨との差額を利息
	リース料総額	頁とリース物件の	相当額とし、各	が期への配分方法
	取得価額相当額	頁との差額を利息	については、利	息法によってお
	相当額とし、各	ら期への配分方法	ります。	
	については、禾	息法によってお		
	ります。			
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング	・リース取引	2.オペレーティング	・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料		・未経過リース料	
1 年内 1 百万円	1 年内	0 百万円	1 年内	1 百万円
<u>1 年超 0 百万円</u>	1年超	- 百万円	1年超	- 百万円
合 計 2 百万円	合 計	0 百万円	合 計	1 百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成15年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成16年9月30日現在) 該当ありません。

前会計年度末

- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成16年3月31日現在) 該当ありません。

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) 該当ありません。

前会計年度末 (平成16年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) 該当ありません。

前会計年度末 (平成16年3月31日現在) 該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	1	1
4X 317/1	金利オプション	-	•	ı
	金利先渡契約	-	-	-
店頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	1	-
	合 計	-	_	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	ı	ı
店頭	通貨スワップ 為替予約	-	-	
	その他	-	ı	-
	合 計	-	-	-

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 - 2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
 - (3)株式関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
 - (5)商品関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	1	1
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	ı	1
	合 計	-	-	-

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	1	ı
	通貨スワップ	-	-	-
店頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除 いております。
 - (3)株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (5)商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

前会計年度末

(1)金利関連取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

				(<u>w</u> x <u>r</u> <u>r</u>
区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	•
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	•	•

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されている デリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	1	•
	通貨スワップ	-	-	-
店 頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 - 2.従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
 - (3)株式関連取引 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 該当ありません。
 - (5)商品関連取引 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

<u>(2) その他</u>

該当事項なし。